

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年10月3日(2013.10.3)

【公表番号】特表2013-511975(P2013-511975A)

【公表日】平成25年4月11日(2013.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2013-017

【出願番号】特願2012-540503(P2012-540503)

【国際特許分類】

C 1 2 N	7/08	(2006.01)
C 1 2 N	7/02	(2006.01)
A 6 1 K	35/76	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	31/22	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	19/10	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)
C 1 2 R	1/93	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	7/08	Z N A
C 1 2 N	7/08	
C 1 2 N	7/02	
A 6 1 K	35/76	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	35/02	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	31/22	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	19/10	
C 1 2 N	15/00	A
C 1 2 N	7/08	
C 1 2 R	1:93	

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月12日(2013.8.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

配列番号1のDNAヌクレオチド配列を有する、または欧洲細胞カルチャーコレクション( E C A C C )に受入番号06112101として2006年11月21日に寄託された、ニューカッスル病ウイルスクローン。

【請求項2】

腫瘍細胞死を誘導することによる癌の治療のための薬剤、または発生期もしくは残留癌細胞を破壊または転移巣の発達のリスクを低減する予防的生物学的癌治療のための薬剤の製造における、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンの使用。

【請求項3】

ウイルス療法を化学療法、放射線療法( 、または線照射、X線照射、粒子照射など)、免疫治療または外科手術と組み合わせる、請求項2に記載の使用。

【請求項4】

インターフェロン感受性腫瘍性疾患、特に黒色腫、(非ホジキン)リンパ腫、白血病(慢性骨髓性白血病、有毛細胞白血病)、乳癌、膀胱癌、腎細胞癌、頭頸部癌、カルチノイド腫瘍、胆管癌、肺癌、多発性骨髓腫若しくはカポジ肉腫、ならびに多発性硬化症、尖圭コンジローマ、肝炎、ヘルペス、リウマチ性関節炎、ベーチェット病、特発性肺疾患、アフタ性口内炎、重症悪性骨粗しょう症、頸部癌若しくはS A R Sなどの非腫瘍性インターフェロン感受性自己免疫およびウイルス性状態の治療用薬剤の製造における、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンの使用。

【請求項5】

癌患者の痛みを低減するための治療用薬剤の製造における、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンの使用。

【請求項6】

化学療法剤の投与の前、同時または投与の後に、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンを含有する治療用薬剤を癌患者に投与する、化学療法剤による治療を受けた癌患者の化学療法による副作用を低減するための治療用薬剤の製造における、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンの使用。

【請求項7】

放射線療法の前、同時または放射線療法の後に、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンを含有する治療用薬剤を癌患者に投与する、放射線療法を受けた癌患者の放射線壞死を低減するための治療用薬剤の製造における、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンの使用。

【請求項8】

放射線療法の前、同時または放射線療法の後に、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンを含有する治療用薬剤を癌患者に投与する、放射線療法を受けた癌患者の放射線療法による急性または慢性続発症を含む副作用を低減するための治療用薬剤の製造における、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンの使用。

【請求項9】

癌患者の生活の質を向上するための治療用薬剤の製造における、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンの使用。

【請求項10】

請求項1に記載のニューカッスル病ウイルスクローンを有効成分として生理学的に許容される添加物と共に有する、癌の治療のための医薬組成物。

【請求項11】

精製および凍結乾燥された、請求項1に記載のニューカッスル病ウイルス。